

例1 特定不妊治療（県助成有）

（助成上限額：10万）

県の助成を控除し助成対象額は10万
助成対象額の2分の1の5万円が
助成額になります。

一連の特定不妊治療費	250,000
県助成額	150,000
<u>助成対象額</u>	<u>100,000</u>
町助成額	50,000

例2 特定不妊治療費（県助成無）

（助成上限額：10万）

助成対象額の2分の1が10万円を
超えたため
上限の10万円が助成額になります。

一連の特定不妊治療費	210,000
<u>助成対象額</u>	<u>210,000</u>
町助成額	100,000

例3 一般不妊治療

（助成上限額：5万）

助成対象額の2分の1の額の
4万円が助成額になります。

一般不妊治療費（自己負担額）	80,000
<u>助成対象額</u>	<u>80,000</u>
町助成額	40,000

例4 男性不妊治療

（助成上限額：3万）

県の助成を控除し助成対象額は5万
助成対象額の2分の1の2万5千円が
助成額になります。

男性不妊治療費（自己負担額）	200,000
県助成額	150,000
<u>助成対象額</u>	<u>50,000</u>
町助成額	25,000

例5 不育治療

（助成上限額：3万）

助成対象額の2分の1が
助成上限額を超えたため
上限の3万円が助成額になります。

不育治療費（自己負担額）	100,000
<u>助成対象額</u>	<u>100,000</u>
町助成額	30,000